（心身の故障により事業分野別経営力向上推進業務を適正に行うことができない者）

第四条　法第四十三条において読み替えて準用する法第三十三条第三号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により事業分野別経営力向上推進業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定の更新）

第五条　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第四十三条において準用する法第三十四条第一項の規定による認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第三による更新申請書に法第四十三条において準用する法第三十四条第二項において準用する法第三十三条各号に該当しないことを証する書類及び第一条第一項第二号ロに掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

2　第一条第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第四十条第一項」とあるのは、「第四十三条において準用する法第三十四条第二項において準用する法第三十二条第一項」と読み替えるものとする。

3　［略］

（廃止の届出）

第六条　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第四十三条において準用する法第三十五条の規定による届出をするときは、あらかじめ様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

様式第一

［略］

中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第40条第１項の規定に基づき、認定を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

（心身の故障により事業分野別経営力向上推進業務を適正に行うことができない者）

第四条　法第三十七条において読み替えて準用する法第二十七条第三号の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により事業分野別経営力向上推進業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（認定の更新）

第五条　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第三十七条において準用する法第二十八条第一項の規定による認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第三による更新申請書に法第三十七条において準用する法第二十八条第二項において準用する法第二十七条各号に該当しないことを証する書類及び第一条第一項第二号ロに掲げる要件に適合することを証する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。

2　第一条第一項の規定は、前項に規定する認定の更新について準用する。この場合において、「第三十四条第一項」とあるのは、「第三十七条において準用する法第二十六条第二項において準用する法第二十八条第一項」と読み替えるものとする。

3　［略］

（廃止の届出）

第六条　認定事業分野別経営力向上推進機関は、法第三十七条において準用する法第二十九条の規定による届出をするときは、あらかじめ様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。

様式第一

［略］

中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第34条第１項の規定に基づき、認定を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　法第43条において準用する法第33条各号に掲げる要件に適合しないことを証する書類

誓約書

［略］

様式第一

［略］

様式第一

［略］

様式第一

［略］

様式第一

［略］

当社（私）は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第43条において準用する法第33条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

［略］

様式第二

［略］

中小企業等経営強化法第40条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

［略］

様式第三

［略］

中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第43条において準用する法第34条第１項の規定に基づき、認定の更新を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］

２　法第37条において準用する法第27条各号に掲げる要件に適合しないことを証する書類

誓約書

［略］

様式第一

［略］

様式第一

［略］

様式第一

［略］

様式第一

［略］

当社（私）は、中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第37条において準用する法第27条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約いたします。

［略］

様式第二

［略］

中小企業等経営強化法第34条第４項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

［略］

様式第三

［略］

中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第37条において準用する法第28条第１項の規定に基づき、認定の更新を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請いたします。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

［略］

（添付書類）

１　［略］